

## 令和6年度パラスポーツに係るイベント運営等業務委託仕様書

### 1 業務名

令和6年度パラスポーツに係るイベント運営等業務委託

### 2 業務目的

障害の有無に関わらず参加できるパラスポーツイベント等を開催することで、パラスポーツの魅力を発信するとともに障害への理解促進を図り、パラスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

### 4 業務概要

区分	内容
パラ スポ ーツ イ ベ ン ト 推 進 業 務	<p>パラスポーツ運動会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月9日（土）に富士川体育館（富士市）にて障害の有無に関係なく参加できるパラスポーツ運動会を実施する。</li> <li>・競技種目：シッティングバレー、ボッチャ、車いすポートボール、車いすリレー</li> </ul>
パラ スポ ーツ イ ベ ン ト 推 進 業 務	<p>パラスポーツ 普及啓発イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間中に1回、広く障害の有無に関係なくパラスポーツを体験できる普及啓発イベントを開催する。</li> <li>・パラスポーツに触れた事がない層も参加しやすいイベントとする</li> <li>・2025年に静岡県で自転車競技が開催される東京2025デフリンピックのPRも合わせて実施する。</li> </ul>
パラ スポ ーツ イ ベ ン ト 推 進 業 務	<p>東京2025デフリンピック1年前イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月23日（土）または24日（日）に、県東部のショッピングモール等集客が見込める場所でデフリンピックやデフアスリートの認知度向上、手話の普及、ろう者文化等の啓発を目的とした、東京2025デフリンピック1年前イベントを開催する。</li> </ul>
広告・協賛募集業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記各イベントの告知や開催結果並びに県が加入・推進するふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムの取組紹介などパラスポーツを広く県民に理解促進及び普及啓発するための広告等の協賛プログラムを企画することを可能とする。</li> <li>・協賛プログラムは、パラスポーツの普及啓発、障害の理解促進に寄与する事業とする</li> </ul>

### 5 業務内容

委託業務内容は次に掲げるほか、準備等を含めイベントの開催・実施、広報物の制作に必要なすべての業務を含むものとする。

## (1) パラスポーツイベント推進業務

### ア パラスポーツ運動会の開催

障害のある人とない人が一緒に参加できる大会として、パラスポーツ運動会を実施する。

#### (ア) 開催日時等

- ・前日搬入・会場設営：令和6年11月8日（金）17:00～21:00
- ・準備・本番・片付け：令和6年11月9日（土）8:30～21:00
- ・場所：富士市立富士川体育館（富士市木島89-1）

#### (イ) 競技種目

- ・パラスポーツ4種目（シッティングバレーボール、ボッチャ、車いすポートボール、車いすリレー）を実施・運営すること
- ・上記4種目に必要な用具を調達すること

#### (ウ) 会場の設営・撤去

- ・上記の設営・運営・撤去に必要なスタッフを確保すること
- ・当日は看護師を1名配置すること

#### (エ) 広報

- ・一般参加者募集用リーフレットを1種類（A4両面）作成すること
- ・リーフレットは、1,000部印刷し委託者に納品すること

#### (オ) その他

- ・参加者はイベント保険に加入すること

### イ 普及啓発イベントの開催

契約期間中に1回、広く障害の有無に関係なくパラスポーツを体験できる普及啓発イベントを開催する。

#### (ア) 実施内容

- ・障害の有無にかかわらず誰もが参加できるイベントとすること
- ・体験できるパラスポーツの種類は問わないが、初心者でも体験しやすいよう工夫すること
- ・パラスポーツに触れた事がない人にも参加いただけるような集客策を講じること
- ・静岡県障害者スポーツ応援隊が出演できる内容とすること（静岡県障害者スポーツ応援隊派遣に関する費用は委託者が負担する）
- ・2025年に静岡県で自転車競技が開催される東京2025デフリンピックの周知広報も図るイベント内容とすること
- ・屋外で行う場合は、雨天時の対応についても考慮すること

#### (イ) 会場の設営・撤去

- ・上記実施内容が可能な場所を選定・確保し、会場使用料も含むこと
- ・上記実施内容の設営・運営・撤去に必要なスタッフを確保すること
- ・イベントの内容に応じて看護師を配置するなど必要な安全対策を行うこと

#### (ウ) 広報

- ・イベントを周知するリーフレットを1種類（A4両面）作成すること

- ・リーフレットは、1,000部印刷し委託者に納品すること

## ウ 東京2025デフリンピック1年前イベントの開催

一般県民に対し、東京2025デフリンピックへの興味関心を高めるため、幅広い世代が楽しめる1年前イベントを開催する。

### (ア) 実施内容

- ・開催日は、令和6年11月23日（土）または24日（日）とする
- ・会場は県東部とし、ショッピングモール等集客が見込める場所とすること
- ・イベント内容は以下①～④のとおり予定する。より良くする提案があれば提案書に記載すること

#### ①ステージイベント

- ・静岡県ゆかりのデフアスリート及び自転車競技のデフアスリートを各1名以上活用したステージイベントを企画すること
- ・イベントを盛り上げるため、司会者を用意するとともに台本を制作すること
- ・司会やアスリートに係る出演料及びデフアスリート出演に伴う手話通訳費用は本契約に含む

#### ②「手話であいさつを」運動展開ブース

- ・県障害福祉課と連携し手話の普及啓発に関するブースを設置する
- ・出役者への謝礼（クオカード1500円/人）、ブース来訪者への菓子（クッキー等）及びイベント当日に使用する手話のストーリーボード（教える手話を日本語で示すもの、A1サイズ1枚）を用意すること
- ・出役者との調整は県障害福祉課が行う

#### ③体験ブース

- ・委託者所有のバーチャルサイクリング体験を実施するため、必要なスペースを用意すること
- ・体験ブースの運営は委託者が実施する

#### ④デフリンピック等に関する映像投影及びパネル展示

- ・デフリンピック等に関する映像投影に必要な資機材を用意すること
- ・パネルの設置スペースを用意すること
- ・映像及び展示物は委託者が用意する

### (イ) 会場の設営・撤去

- ・上記実施内容が可能な場所を選定・確保し、会場使用料も含むこと
- ・上記実施内容の実施に必要な資機材を確保すること
- ・上記実施内容の設営・運営・撤去に必要なスタッフを確保すること

### (ウ) 広報

- ・イベントを周知するチラシデータを1種類（A4両面）作成すること（印刷は要しない）

## エ イベント共通事項

### (ア) マニュアル等の作成

- ・委託者と協議の上、運営マニュアル及び進行台本、会場レイアウト及びイベント全体のタイムスケジュールを作成すること
- ・会場レイアウト、タイムスケジュールの作成にあたっては、各コンテンツの内容や来場者の導線などを考慮し、効果的なものとする

### (イ) 必要機材の設置、撤去

- ・イベント実施に必要な物品や機材等の用意及び設営、撤去、装飾を行うこと
- ・装飾物のデザインに係る著作権は委託者に帰属することとし、デザインの素材データ（ロゴ、図、画像等）を加工可能な形式で委託者に提供すること

### (ウ) 会場使用料

- ・各イベントの会場使用料の支払いを含むこと

### (エ) 運営体制の確保

- ・イベントの運営、進行、管理等に必要な人員を配置し、業務を遂行すること
- ・各イベントの実施にあたっては、参加者の安全対策を講じるとともに、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制をとり、内容を運営マニュアルへ明記すること
- ・イベント開催に伴い、必要となる会場への事業者の搬出入に係る車両の一時停車、出入り等は受託者が責任を持って管理すること

### (オ) イベント保険への加入

- ・イベント保険等への加入を適切に行うこと

### (カ) 関係機関への手続き

- ・イベント開催に伴い必要となる関係機関への手続きを行うこと

### (キ) 損害賠償

- ・本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと

## (2) 広告・協賛業務

- ・各イベントを実施するにあたり、イベントの告知や開催結果、県が加入・推進するふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムの活動報告等、パラスポーツを広く県民に理解促進及び普及啓発するために、広告等の協賛プログラムを企画することを可能とする
- ・協賛プログラムは、パラスポーツの普及啓発や障害の理解促進に寄与する事業とし、委託者と協議の上決定する
- ・協賛プログラムに係るインセンティブの設定やセールスシート制作、募集・営業は受託者が行う
- ・協賛プログラムの実施に係る経費については、獲得協賛金から捻出すること

## (3) 全体共通事項

### ア 運営責任者の設置

- ・委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと

#### イ 著作権

- ・本業務により作成したリーフレット等の著作権は委託者に帰属することとし、デザインの素材データ（ロゴ、図、画像等）を加工可能な形式で委託者に提供すること

### 6 成果物の提出

#### ア 業務報告書

- ・委託事業完了時に、本事業全体に関する報告書を作成し、提出すること
- ・各イベントの参加者数や各取り組み状況及び写真撮影によるイベント全体の様子をまとめたイベント開催結果報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、様式は任意のものとする
- ・協賛プログラムを実施した場合、その実施状況及び契約金額とは別に収支決算を行い、委託者に報告すること

#### イ 制作物

- ・本事業に係る制作物をPDFデータ及び加工できる形式（ai、パワーポイント等）にて提出すること

### 7 留意事項

本仕様書の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案の内容に基づき、委託者と受託候補者による協議の上必要な変更を加えて、確定するものとする。